

# 総務警察委員会記録

開催日時 平成28年8月31日(水) 10:03~12:02

開催場所 第1委員会室

出席委員 8名

奥山 博康 委員長  
山本 進章 副委員長  
亀田 忠彦 委員  
猪奥 美里 委員  
松本 宗弘 委員  
川田 裕 委員  
荻田 義雄 委員  
山村 幸穂 委員

欠席委員 1名

中野 雅史 委員

出席理事者

一松 総務部長  
長岡 危機管理監  
村田 地域振興部長  
山本 南部東部振興監  
辻本 観光局長  
榎原 会計局長  
安田 警察本部長  
高井 警務部長  
大久保 生活安全部長  
福田 刑事部長  
森脇 交通部長  
今谷 警備部長 ほか、関係職員

参考人 林 公立大学法人奈良県立大学理事  
山出 一般財団法人奈良県ビジターズビューロー専務理事  
宮本 公益財団法人奈良県暴力団追放県民センター専務理事

傍聴者 1名

## 議 事

(1) 平成28年度主要施策の概要について

(2) その他

### 〈質疑応答〉

○**奥山委員長** それでは、ただいまの説明及び報告、またはその他の事項も含めて質疑があればご発言願います。

○**川田委員** その他案件なのですが、国民文化祭のロゴマークの件できょうはお聞きしたいと思うのですが、6月20日の総務警察委員会だったと思うのですが、ご説明を受けまして疑義が何点かありますので、お聞かせいただきたいと思います。

国民文化祭開催要綱の中には、奈良県が実行委員会を組織するとなっているのですよね。この実行委員会というのは、国民文化祭開催要綱の6の(7)で「開催地の県は国民文化祭県実行委員会を組織する」と書いてあるわけですが、県が組織するということは、県の組織という考え方でいいのですか。

○**平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 国民文化祭については、国の要綱の中で開催県で実行委員会を設置する形になっています。県の組織というのではなく、県としていろいろな民間の方々も入れながら実行委員会を組織することになっていますので、一応県の組織とは別組織として実行委員会を設けると考えています。以上です。

○**川田委員** だから、県が組織するのですよね。日本語は難しいのですが、開催地の県は国民文化祭県実行委員会を組織すると書いてあるのです。県が組織するのですよ、これ。そうとしか読めないのですが、いかがですか。

○**平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** この組織が県の組織という意味に捉えるのか、設置という意味で捉えるのかということだと思いますけれども、組織といいますと、要するに県のメンバーだけでつくっているような形かと思うのですが、この実行委員会については、事務局は確かに県の国民文化祭・障害者芸術文化祭課の中で持っています、メンバー、実行委員会の委員としては県議会議員を初め、県内の民間団体、交通機関あるいは報道機関等の方も入っていただいていますので、委員としては県の人間だけではないということで、組織という言葉の捉え方だと思うのですが、県のメンバーだけではないというようには考えています。

○**川田委員** 委員会は合議機関ですので、何か合議をして決定するところですよ、委員会制度をとっておられるので。これは教育委員会などと同じことだと思うのですが、国民

文化祭開催要綱の6の(8)に「県実行委員会の組織及び運営については、開催地の県が定める」、だからこの運用、組織と運営については開催地の県が定めたのですよね。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 県の実行委員会として設置要綱や財務規程等を定めています。

**○川田委員** 先日、監査請求されていた分ありましたね、その回答をきのういただいたのですが、この中に国民文化祭開催要綱に基づく組織として設立されたもので、奈良県とは別の団体であり、別の組織と言い切っているわけです、この監査のものは。それで、理由も何も書いていないので、何をもって別の団体と言っているのか、それは過去の裁判判例でも、やはりかかわり方によってそれはそうではないかと言われている部分もあったと思うのですが、この辺が意味がわからないので、開催要綱と書いていたから開催要綱を見たのですが、要綱では、県が組織し、開催地の県が定めると規定されていますので、そのあたり、全くここまで言い切ってしまうのかという疑義が湧くのですが、これはどういうことなのですか。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 先日の住民監査請求のそれは結果というように聞いています。こちらのほうも国の要綱や実行委員会が持っています規程等、お出ししまして、別機関であるという判断が出たと考えていますので、私どもとしてはそういう結果だと考えています。

**○川田委員** 別組織というか、委員会というのは決定を行うことの合議体ですよ。独任機関ではないですよ。合議機関ということで委員会を置いているわけでしょう。だから、これが独任機関で1名の方が独裁的にばんばん決めていくということは国民文化祭だからやってはだめ。だから、多くの県民や関係者、いろいろな有識者の方も入っていただいて合議の上で物事を決めましょうというのが合議体の本旨ではないですか。だから、それを設置しているだけで、開催しているのは奈良県等々でしょう、お金を出しているのは奈良県でしょう、国も出していますが。だから、全く別の団体と言い切ってしまうのは決議機関、団体になるのですかね。どうなのですか、そのあたりがわからないのですが。

だから、監査のこれも、意味が書いていないので、普通であれば根拠を書いているはずですよ。どういう根拠で別団体になるのだという。監査も却下されているので。なぜ却下されるのかと思うのですが、その理由を説明いただかないと、1行書いてあるだけで、だってお金を出しているわけでしょう。

この4月に組織の規則の変更も行われて、平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長がい

らっしゃるわけです。事務所管も規定しているわけでしょ。別組織と言ってしまえば、一体となってやっているのにどうということなのですか。別組織になれば、職員の職務専念義務はどうなるのですか。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 私どもの国民文化祭・障害者芸術文化祭課は、一応県の一つの課としてという立場もございますが、実行委員会という組織の中で動いているところもございますので、2つの立場、県の課でありながら実行委員会の事務局という立場もございます。その辺の職務専念義務のところは整理したのですが、済みません、今、手元に資料が出てこないのですが、ただそこは県とかかわりの深いだったか、何かそういうことをしているということで、特に職務専念義務として対応しなくてもいけるということで聞いていたと思います。申しわけございません、中途半端な言い方なのですが、そこは整理をした上で事務には当たっています。

**○川田委員** 実行委員会と奈良県はどういう手続を交わされているのですか。書面での手続があるはずですが。それで、職務専念義務を解除しないで派遣するのであれば、その旨の手続等も行われているはずですが。行っていないのに勝手に派遣ということでやって、そしてそのお給金を全部県が払っているわけですから、その点についての手続関係はしっかりしているはずですが。だから、その手続の書面関係はどうなっているのでしょうか。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 申しわけございません。手続的といいますか、その辺は今整理したものがすぐ手元に出てこないで正確なお答えができないのですが、少なくともお金の流れとしては実行委員会から負担金の請求があつて、県で審査をして妥当だということで県から負担金を実行委員会へ入れると。実行委員会でいろいろな出動をした後、実績報告で実行委員会から県へ最後の実績が出た上で額を確定する作業をしますので、お金の面でのやりとりは、きちんと申請と決定という形で手続はしています。

**○川田委員** 負担金は予算に載っているのだからわかっているのですが、知事の補助職員たるものが他団体の会計処理上の出納経理を行うということは問題があるのではないのですか。財政援助を行った団体に対する不介入の原則に当たるのではないのですか。だから、説明が、県の組織であれば県の組織でいいのですけれど、監査では全く別の団体と言い切っているのだから、言い切っているのだからそういうこともやってはだめなのではないのですか。そのあたりを、県職員の現金取り扱いの限界という問題があるので、現金を取り扱える規定はどうなっているのですか。それはきちんと明記されて、きちんと規定されているはずですが。だけれど、第32回国民文化祭奈良県実行委員会財務規程を見る限りはそうい

った文言が見当たらないので。だから、そのあたりは別団体と言い切っておられるので、それはどういうことなのですかとお聞きしているのです。県は県の職務をやっていただくと地方公務員法にも決まっていますので。全体の奉仕者としてやっていただくわけですから、あやふやで、まあ、いいだろうということはできないと思うのですが、いかがですか。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 申しわけございません。今、整理をしたものが、先ほども言うておりますが、手元にご覧いただけますので、そこはもう一度きちんと県の関係課にも確認して、きちんとお答えをさせていただきたいと思います。

○川田委員 では、その件はまたご報告ください。お願いしておきます。

それと先ほど言った財務規程関係ですが、前回の平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長のご答弁では、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で随意契約を行ったというご説明だったと思うのです。議事録を確認すればそういったことが書かれてあるのですが、財務規程を読んでいたら、財務規程第15条、その他のところで「この規程に定めるもののほか、必要な事項は、奈良県会計規則、奈良県予算規則及び奈良県契約規則の例によるものとする。ただし、会長が別に定めた事項については、この限りでない」と書かれてあるわけです。まず、奈良県契約規則に基づいてやると規定されてあるわけです。前回、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号で行われたということで、その第2号の取扱基準、細則的なものが奈良県で決められておられるのですが、「契約の相手方を一の者とするものについて、県幹部を構成員とする会議で承認されている、又は予算等の主要事業に位置づけられているなど、県として意思決定がなされており、外部に対してもそのことを明確に説明できるもの」、これに基づいてやったというのが平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長の答弁だったのです。ところが、県の場合ですが、該当事例として適用するための要件というものがあります。これが、性質又は目的が競争入札に適さない要件です。これが「契約の相手方が法令等の規定により明確に特定されているもの」。今回のケースは法令等で明確に特定されているものではないので、これは関係ないですよ。2番が「県が相手方を選定できる余地のないもの」と書いているのです。余地は公募などの方法があれば、余地は幾らでもあります。今回、余地がないとは言えないですよ。これも当てはまらない。3番「寄せられた提案等を検討、評価することにより契約の相手方を選定することが望ましいもの」。しかし、相手方の提案といっても提案もなかったではないですか。だから、これは適用するための要件に全部当てはまっていないのですよ。当てはまっていると平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長が言われたのは法律などで規定

されていて、そして県でもそれでやらなければいけないのだという方針が決まっている場合の事例をおっしゃっているわけでしょう。確認もしてきましたが、それは当てはまらない。だとすれば1点、なぜ随意契約をやったのだと思うのです。そのようなことができるのであれば何でもできるではないですか。

そして、もう1点が先ほど述べましたが「ただし、会長が別に定めた事項については、この限りでない」。これは奈良県契約規則を例によりやりましょうと言っているわけです。例によるということは、あくまでも準じるのですけれども、法律用語の例によるというのは、いわゆる下部に関する細則までも含んだ包括的な意味であると。だから、準じるよりももっと厳しい意味なのでしょう、この例によるは。だから、例によっていないからおかしいのではないかと。この契約、完全に無効ですよ。要件に適合していない。今、監査請求をかけていますが、随意契約の締結に関する取扱基準についても、わからない場合は契約の相談で、必要資料をつけて、会計局に必要な資料を提出し相談することとここまで明記されてある。これはされていたのかどうか私は知らないから、今、この要件に関しては開示をかけているのです。

それと、随意契約理由書も出ていましたが、理由書はきのう入手したのですが、理由書についても全然要件と違うことを書いていますので、一体何をもってこのようなことができるのか、法治国家の日本で、いかがですか。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 随意契約の理由についてですけれども、前回の総務警察委員会でもお答えさせていただきましたが、地方自治法施行令第167条の2で、先ほど川田委員がお述べになられました条文の中の「その他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」というところをとっています。これは県の実行委員会ですから、そのまま地方自治法や県の規程を持ってくるわけではないのですが、一応例とするということで県の規程等を参考にさせていただいていますので、その中で実際会計局から出しています随意契約の締結に関する取扱基準がございます。その中で、契約の相手方を一の者とするということについて、いろいろな県の幹部で構成する会議で承認されているなど、県として意思決定がなされており、外部に対してもそのことを明確に説明できるものという基準がありますので、それを参考としてこの場合には当たるということで随意契約をさせていただいています。

**○川田委員** いや、言っている意味がわからないのですが、財務規程では例によるものとするとなっているわけです。参考ではないでしょ、例にするということは。参考にしてい

たのですか。例にするときちんと成文で明記されてあるではないですか。法律用語の例にするというのは全国共通で、行政用語は（株）ぎょうせいや（株）有斐閣から出ています。調べれば書いているではないですか、例にするという意味が。ほかの法律で国税徴収法などがそうでしょ、全部例にすると書いているでしょ。それはそれ以下の細則、細則的施行令と管理規則、施行規則、省令等々、幅広い意味、包括的な意味になって、準じるということですから。だから、これであれば、ここの書き方もおかしいのです。奈良県契約規則の例によるのでしょ。そしたら、先ほど言ったように地方自治法施行令第167条の2第1項第2号であったと。奈良県契約規則は、第1号の予定価格を規則で定めるということで、地方自治法施行令から規則委任されているのです。委任されているのは第1号のことです。だから、財務規程からいけば、第2号は扱えないはずなのです。奈良県契約規則で、これ以下の金額で予定価格を全部決めていますよね。これ以下の金額の場合であれば随意契約をやっていいと、それ以上であれば一般競争入札を行いなさいということで、規程で決められているわけでしょ。まして最後の「会長が別に定めた事項については、その限りでない」と書いているけれど、この書き方もおかしいではないですか。この一文で、上に決まっているものは全部、会長が決めたなら何でもひっくり返せるわけですか。そのような法律は絶対にはないです。これは完全に違法な一文だと私は思っているのです、内閣総理大臣が何でも決めていいと決まっていれば法治国家でなくなるではないですか。もう国会、大紛糾ですよ。そういうことはないとしても、契約規則と書いていけば、地方自治法第167条の2第1項第1号のことでしょ。第1号に規則委任が書いていますから、この財務規程からいえば第2号は使えないわけではないですか。

そして、きょう朝いただきました議事録を見ても、水野学氏へ依頼したいと事務局から提案されているのです。これが3月24日、午後1時から午後2時までホテル日航奈良4階で第3回総会が行われているのですが、依頼したいということで、ここで初めて水野学氏という言葉が出ています。第2回も読みましたが、第2回はロゴマークに関して何も決定されていないのです、3回目に急に出てきているのです。議事録がどこまで正確に書いているかわからないのですが、議事録を読む限りはそうだと。それで、ロゴマークを依頼したいといきなり提案されている。その後を見たけれど、マーケティングの分野に強い方なのでぜひお願いしたい、くまモンをつくった方であればいいのではないかなど、委員の言葉がありますが、これは議決もとっていない、決議もしていないのです。執行するのであれば、合議体だから決議をしないとだめでしょ。議会でも、ただ話してただけで決議も

しないで予算執行できますか、できないでしょ。合議体の意味はそこでしょ、独任制ではないですよ、実行委員会は。だから、その決議もとっていないではないですか、議事録からは確認できない。そして、第3回総会は3月24日なのです。3月24日の同じ日に水野学氏の事務所から500万円ということで見積書が提出されているのです。金額は何の議論もされていないではないですか。随意契約というのは、合理的な理由があれば、金額を安く買っていかうということでしょ。金額は何も議論すらされていないではないですか。議事録からは確認できない。総会があって、水野氏にお願いしたいと言っているだけなので、決議をとっていないから何も決まっていけないのですが、その日に水野学氏から500万円と書いてある見積書が送られてきていて、そして、契約書も見ましたが、その翌日にもう契約をしているではないですか。絶対だめですよ、このようなもの。これは誰が決めたのですか、誰がやったのですか。これをやった人の責任ではないですか。決議もしていないのに、いかがですか。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 水野学氏に決定したのは3月24日の実行委員会ですが、確かに議事録的には最後審議をとった形にはなっていないのですが、これは審議案件として諮らせていただいていますので、その場でご意見をいただいて反対意見がないということで、議事録的に審議して了解を得たということは書いていないのは確かでございますけれども、会議の進行の上ではきちんと皆にご了解を得たとしています。

見積書が3月24日で、3月25日に契約をしているという件ですが、これについては、実は平成27年10月の第2回実行委員会で、一応ロゴマークについては公募などではなく事務局でデザイナーを選定して、候補者を選定して、実行委員会総会に諮るということでご了解を得ていますので、その間に事務局でデザイナー候補者を選定していました。その中で、最終的には実行委員会総会で了解を得なければ契約はできませんので、実際オーケーが出ればしていただけるか、あるいはこういう趣旨でロゴマークをつくりたいと思うけれども受けていただけるかということは、デザイナーには事前に、契約行為の前ですがご相談をさせていただいています。ただ、ものをつくるころまではもちろんその時点ではしておりませんので、途中の段階でいろいろ相談をしていたということで、実行委員会総会でオーケーが出ればという前提でいろいろ作業を進めていましたので、3月24日の総会でオーケーが出て、すぐに見積書が出て翌日に契約というのが、何か流れがすごく早いように思われるかもしれませんが、オーケーをもらうまでの間で一定の作業をしていたということでそういう流れになっています。以上です。

○川田委員 確認しますが、これは決定もされていないので、また、議事録があるということは、電磁的記録、録音があるのでしょ。それはまた開示をかけますが、言葉で証明されているものがないではないですか。採決をとったのですか、採決案件であったのですか、書いていないですよ。採決をとるということは、議会でも最後採決をとるではないですか。そこで意見だけ聞いて、ああ、みなが反対なかったからそれでいいことにしておこうなんて絶対あり得ないです。承認案件も上がっていないし、議事録では確認できない。だから、録音等もあるのであれば出してください。それを全部テープ起こしすれば、非常に重要なことが全部そのまま出てくるではないですか。ましてや、大体その会議に出席している委員が奈良県契約規則を全部熟知されているのですか。契約規則の説明も一個もないではないですか。本来であれば財務規程では契約規則に準じるとなっているのだから、契約規則ではこれ以下の金額の場合であれば随意契約はできますと。だけれど、それ以上であれば一般競争入札をやらなければいけないので、その点を十分にご考慮いただいた上でご審議願えますかという説明がなければいけない。ただ水野氏どうですか、公募しましょうか。一般の方はルールがわかっていないではないですか。わかっていない上で何を審議しているのだと私は思ったのですけれど。だから違反が出ているわけでしょ。これであれば第1号ではないですか。この財務規程からいえば、もともと第2号でできないのでしょ。それをなぜ第2号でやっているのですか。書き方もおかしいです。地方自治法の例によるのであればわかります。地方自治法施行令から、その下にある契約規則から細則まで。だけれど、これは契約規則を例にすると書いているから、上のものは関係ないし。これは民間の団体なので地方自治法の適用は受けないのだという前回の答弁もありました。だったら、なおさらこの財務規程でやっているという答弁もあったので、財務規程のままやっというと思えば、先ほどの答弁からいえば、この財務規程は奈良県がつくられたのでしょ、自分たちでつくられたものを自分たちで平気で破られているわけではないですか。各団体いろいろ聞きましたが、随意契約でいきなり500万円とそのような決め方をするのはどこでもなかった。奈良県は法治国家ですかと言われました。これはもう完全に違反ですから。

まして、奈良県知事はお金を出しているのだから、こういう団体をそういう不正をしない、間違ったことをやらないために監視する立場にあるわけでしょ。これは同じ方が代表なのでしょ。双方代理の問題もあると思うのですが、これは自分に都合のいいように変更できませんよ。財務規程もきちんと設けられて、明文規定が残っているのだから。これはただ単なる解釈判断はできないと思います。無効ですからやり直してください。

○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長 財務規程の件に関しては、確かに契約規則の例によると書いてありますが、その県の契約規則自体が地方自治法や地方自治法施行令を根拠としてつくられているものですので、直接的に地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を引いてはいなくても、もとの地方自治法を引いてきているということで、法の範囲の中ということで、財務規程が県の契約規則を引用していても、それは例によるということであってもその先の地方自治法あるいは地方自治法施行令を引用することはできると考えています。

それから、突然第3回総会に出てきたということ、それからそういう随意契約や競争入札の話は委員はご存じなかったのではないかとのお話でしたが、先ほども言いましたが、平成27年10月にありました第2回実行委員会のときに、やはり委員の中からは公募やプロポーザル方式でやらないのかというお声もございました。ただ、それは事務局からもご説明しましたし、またきちんと精度の高い、あるいはこちらの意図をきちんと反映したマークをつくりたいということでご説明をした上で、それでは公募ではなく候補者を選定しようということになっていますので、手段として公募や競争があることは皆ご存じであったと考えています。以上です。

○川田委員 それは説明にならないですよ、もともとこういった随意契約をやってはダメなのだから。だけれど、やっていいように説明していたのは事務局ではないですか。だから、事務局が間違っていたわけでしょ。先ほど法律はと言いますけれど、平成28年6月20日の総務警察委員会での、当時の地域振興部長の答弁ですが、法律の適用についてのお話はありましたけれども、実行委員会でございますので地方自治法が直接適用されるということではなく、あくまでも実行委員会の財務規程において県の会計規則等を例によるという書き方で引いているという形でございますと答弁されているのです。はっきり言っているではないですか。まして、この財務規程の中では、契約規則の例による、契約規則というのは地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の中に規則によるものとする、予定価格を規則で決めなさいと命令されているわけです。命令による規則なのです。第2号はそのような命令一切していませんよ。どちらにしても、この財務規程からいえば第2号は絶対適用されないのですが、だけれど、第2号でも先ほど県の随意契約の締結に関する取扱基準も、会議で承認されているといっても、そのようなところだけをとっているけれどもそれは違うのですよ。適用要件を読めば当たっていない、無理やりひっつけているだけの話ではないですか。これはもう絶対当たらないです。だって、これは契約の相手方

が法令等の規定により明確に特定されているのでしょ。今回特定されていないでしょ。

「県が相手方を選定できる余地のないもの」、余地はいっぱいあるではないですか。だから、1番も2番も、この取扱基準の適用するための要件からいけばはまらない。3番だけです。寄せられた提案等の検討ということで、相手方を選定することが望ましいもの。これは公募のことでしょ。この該当事例の中でも「ノウハウ又は豊富な業務実績等が不可欠となる業務であって、公募の手続を経たもの」と書いているではないですか。公募をなぜ行うかは、よいものを安く買うために随意契約のこの規定、特例として設けられているのです。選ぶから随意契約なのだ、これは500万円ではないですか。契約規則の金額を超えているではないですか。取扱基準の中にも1号優先と書いているではないですか。これは県の場合だから地方自治法施行令第167条の2第1項第2号を使えるのですが、この実行委員会の財務規程からいえば、奈良県契約規則を例にしているのだから、奈良県契約規則に従わないといけないわけではないですか、それ以下の基準、細則等もありますが、それを包括的にやって、それを例にして準じてやるわけでしょ。これは根拠になっていないです。法治国家だから、いや、私たちはそう思いましたではなく、このようなものは多数決で決める問題でも何でもないので。規程を読んでそれに違反していたら違反なので。では、違法行為をやっていて、議会の議決、多数決で違法をやっているけれどもどうするというような議決をとるわけないではないですか。違法は違法ですよ。だから、何回も言いますが、やり直してください。

**○平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長** 先ほどの6月の総務警察委員会で、実行委員会は地方自治法の適用を受けないという発言があったというお話ですが、これについては、実行委員会であるので地方自治法等の法令が直接適用されることはないということで、直接というその部分がございます。それは当然のごとく地方自治法や地方自治法施行令等を適用するのではないという意味でして、ですから、必ず絶対にやらなければ、守らなければいけないというものではないのですが、ただ、実行委員会としてやはり何か基準を持ってやらないとまさに好き勝手放題になりますので、そういう意味で県の会計規則やその上にある地方自治法や地方自治法施行令を適用しているという趣旨です。

それから、随意契約の話ですが、先ほど申しましたが、県の契約規則については、そもそもがこの規則が法令に定めのあるもののほかとなっていますので、法令に定めていることのほうが優先されるということになります。ですから、地方自治法施行令に書いてある条文については、当然ここに書いていなくても地方自治法施行令が適用されるということだ

と思います。

○川田委員 それであれば、この財務規程の書き方がおかしいのです。地方自治法の例によると書いておけばいいではないですか。これは契約規則の例によると書いてあるのだから、契約規則のもとにやると書いてあるではないですか。ほかに読めないですよ。

先ほども言いましたが、仮に百歩譲るつもりはないのですが、第2号でできたとしても、第2号の要件にも当てはまっていないから、どちらでもだめなのです。どちらでも違法なのですよ。それで、その承認といっても、大体、実行委員会に議員が入っているのもおかしい。議員はこれを審議しないとイケない側の人間ですから。チェックする側の人間がどうしてそういった実行委員会に入っているのかも意味がわからないのですが、それは今回の件と関係ないのでもう言いませんが、だけれど、これは完全にどちらも当てはまっていない。水野氏にやれと法令等に決まっていたのですか。決まっていなくてしょ。ほかに選ぶ選択方法がなかったのですか。公募したらあるではないですか。だから、要件の1番も2番も全部だめではないですか。

もう一回、皆さん、わかりやすく説明だけ、重要なことなのでさせてもらいますが、これは随意契約の締結に関する取扱基準の該当事例なのです。今まであった事例を書いているのです。会計局にも聞いたのですが、該当事例を書かれているのです。会計局はきちんとされているのですよ。そして、その中に県幹部を構成員とする会議で承認される前に適用要件があるわけです。適用要件がかなっていたら、あとは会議で承認されている、予算に上げて主要事業に位置づけられているなど、そういった場合の意思決定がなされている場合はオーケーですと。だけれど、ここだけを読んで、では、実行委員会で決まったからいいのだと、ここだけを読んで当てはめているだけで、その上の要件を無視しているではないですか。上の要件を読めば、水野氏が法令等で決まっていたのですか。水野氏は優秀で、私たちも尊敬する方で、何か悪いように聞こえたら申しわけないのでそこは弁解しておきますが。水野氏に決まっていたのか、県が相手方を選定できる余地がなかったのか、どちらも完全に当てはまらないです。だから、今回、そこまでやろうと思えば公募するしかないのです。どちらも当てはまっていない。地方自治法施行令第167条の2第1項の第1号でも第2号でも、どちらでもだめだということでしょう。第1号でも金額を超えているから一般競争入札をしなければいけない。それが奈良県契約規則に予定価格がわざわざ決められているわけです。法律でその予定価格を規則で決めなさいと命令されているのです。法律は施行令によるだから、法律は施行令に命令して、施行令はまた規則でやりなさい

いと命令しているわけではないですか。これ例でしょう。行政であればそれぐらいわかるでしょう。これは全部無効ですよ、委員長。完全に違法です。

○奥山委員長 今、意見が並行しているので、部長か……。

○川田委員 並行はしていないでしょ。今向こうが言っていることが合っていないではないですか。こちらは具体的に話して、これは要件を見て合っていないではないですか。

○奥山委員長 川田委員、私が並行と言ったのは合致点がないという意味の並行ですから。

○川田委員 今、実行委員会の委員に議会で3人入っておられるのですか、誰なのですか。

○奥山委員長 最近、私なった。

○川田委員 そしたら委員長、この件。

○奥山委員長 最近委嘱状か何かもらった。

○川田委員 それはもちろん除斥になりますよ、この案件は。除斥というのは変な意味ではなくて、この案件に関してですから。

○奥山委員長 充て職でなりました。

○川田委員 だから、それはこの案件に入っている委員として……。

○奥山委員長 両方か。

○荻田委員 少しだけよろしいか。

○奥山委員長 議事進行で。

○荻田委員 川田委員がおっしゃったように地方自治法施行令に基づく話と、それから答弁側の話と随分乖離していますから、今、全然違う回答になっていますからね。質問の要旨に理事者のほうは全く別の話になっているように思いますので、暫時休憩していただいて、少し整理してもらったらどうですかね。

○奥山委員長 どうですか、よろしいですか。

○川田委員 はい。

○奥山委員長 それでは、少し整理して、私の退席の問題もございますので。

○川田委員 委員長、そのような……。

○奥山委員長 暫時休憩します。

11:44分 休憩

11:57分 再開

○奥山委員長 休憩を閉じて再開します。

再開する前に、先ほど私の立場、退席するのかどうか悩んでおりましたけれども、皆さ

んに了解だけとりたいのですが、改めてこういう充て職、予算に関係するものもあるという  
ことも含めると、今度議会運営委員会で、この件も私だけの問題と違うので協議してもら  
うということによろしいですか。それとも、副委員長にタッチしたほうがいいですか。

○川田委員 きょうはもういいですよ。

○奥山委員長 いいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

それでは、お許しを願ってというのもおかしいですが、奥山が進めさせていただきます  
ので、よろしくをお願いします。

それでは、まず答弁から。

○石井地域振興部理事 先ほどご質問がございました中に、いわゆる文言の適用といいま  
すか、文言の質問がございました。今資料を配っていただいておりますのが、最も詳しい  
ことだとは思いますが、一般的にこういった類、ここにも書いていますけれども、適用す  
る、準用する、それから例による、と3つぐらいがございます。適用するというのは、  
我々の理解としましては基本的にもとの法令の規程をそのまま当てはめることが適用する  
と理解しており、準用するというのは、もとの法令の規程を別のものに解釈を修正して当  
てはめるとというのが、基本的にそれに合わせてということで解釈を修正して当てはめると  
いうのが準用すると理解しています。例によるというのは、他の制度、システム全体に対  
して別のシステムを準用する、そこのところで必要な解釈の変更を加えながら当てはめる  
というのが例によると理解した上で、この条文そのもの、我々の実行委員会の規程を読ん  
だ上で、先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長が回答したような地方自治法施行  
令に基づく随意契約をさせていただいているところです。以上です。

○川田委員 いつまで言っても平行線だと思うのですが、先ほど言いましたように解  
釈を変更するというので、解釈はそのままでそこを読みかえるというのはあると思うの  
ですが、少しそれは答弁がおかしいかと思いました。まあ、これは、もともと今までの答  
弁もありましたし、それでこういうものを適用するという説明も今まで答弁で受けてきま  
したし、後でまた自分の都合が悪くなったからまた言い方を変えるということはありません  
ので。だから、こういった取扱基準も準用するというのでこの間もおっしゃって  
いましたので。だから、それによっておかしいと。要件に当てはまっていないのだから。も  
ともとこれは契約規則に従うのでしょ。予定価格の以上のものであれば一般競争入札もし  
くは公募をやって、プロポーザルもそのうちに入るのかもしれませんが。だから、そうい

ったことをやっていくと書いてあるのだから、それをやっていないのに頼んでいきなり500万円。

もう一点、事前に接触があったとさっき言っていましたね。これは大問題ですよ。事前に交渉していたのでしょ、その方と。それはやってはいけません。やるのであれば、公平・公正に見積もりを出させて、それでやるというのであればわかりますが、一特定された方に事前に接触していたということ、先ほど平田国民文化祭・障害者芸術文化祭課長の答弁にもありましたから。これは大問題であると。だから、その点、口頭で言ってもいつもうやむやになりますから、それを今度書面に、委員長よろしいですか。書面に構わない法的根拠等と事前に接触していたことも含めて、書面にきちんとその解釈を示した上で総務警察委員会に提出いただいて、今度9月13日にありますから、せめてその1週間ぐらい前までには、その解釈、成文にした書面で提出いただけるよう、委員長、お願いしておいてよろしいですか。

○**奥山委員長** 今、川田委員の最後、資料請求という形でありましたけれども、理事者のほうは。

○**川田委員** 資料というより回答書です。

○**奥山委員長** いいですか。

○**村田地域振興部長** 今、ご指摘の解釈の件について資料を準備させていただきたいと思えます。

○**奥山委員長** よろしいですね。

いい時間になりましたが、ほかにございますか。また、13日によろしくお願ひします。ないですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

これをもちまして本日の委員会を終わります。